

総合グラウンド（野球場・陸上競技場・テニスコート）における感染拡大防止ガイドライン

令和4年6月1日施行

総合グラウンドをご利用の方は、6月1日から当面の間、以下の新型コロナウイルス感染予防対策に伴う利用制限を遵守し、マナーを守って正しく施設を利用してください。

①市民の健康を守るため、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域等に居住されている方は利用出来ません。

②学校等の臨時休校中は、高校生以下の利用は出来ません。また、高校生以下だけの利用については、保護者の承諾を得ることとし申請書使用責任者欄に当該保護者の住所、氏名、連絡先を明記する。

③体調が悪く発熱がある方、また、過去2週間以内に同様の症状があった方については、感染予防の観点からご利用を控えてください。

④感染拡大している国や地域への訪問歴が、過去2週間以内にある方は利用出来ません。

⑤施設利用代表者（申請者）は、施設利用者から感染者が発生した場合において、利用者全員へ連絡がとれる体制を確保してください。

⑥施設利用代表者（申請者）は、感染が発生した場合は、行政機関による調査への協力をお願いします。

⑦各施設の利用に際しては、施設管理者の指示に必ず従ってください。

⑧大会及びイベント、同一時間帯の複数団体施設利用（対外試合・合同練習）は、主催者が感染予防対策の計画及び来場者名簿を作成のうえ、管理を徹底して下さい。また、大会及びイベントについては、施設管理者へ要項を必ず提出し、責任者等の所在を明確にして下さい。

- ⑨感染症予防は施設利用者の自己責任でお願いします。
- ⑩施設利用の際は、持参した消毒液で手指を消毒し、あるいは、施設トイレ洗面台の石鹸で手洗いをしてから利用を始めてください。
- ⑪施設利用の際は、運動以外の場合必ずマスクを着用する。運動時におけるマスクの着用については、身体への負荷が著しく大きくなる恐れがあるのでかかりつけ医の意見を踏まえる。なお、高温多湿の環境下におけるマスクの着用は熱中症のリスクが増大するので注意すること（人がいない所でマスクを外して休憩し十分な水分補給を行う等。）。
- ⑫休憩時等の密集・密接を避けてください。
- ⑬トイレの利用は清潔を保つ様に利用していただき、ゴミについては、全て持ち帰ってください。
- ⑭利用時間を遵守し、他の利用団体となるべく接触しないように注意してください。また、利用後は速やかに退場してください。
- ⑮終了後の懇親会等は開催しない・させないようにしてください。
- ⑯施設利用者は、自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、積極的に厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールし活用して下さい。

以上のとおりとし、利用者に対し新型コロナウイルス感染に対する注意喚起及び本指針の周知徹底に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症感染状況又はこれらによる国、県の対応により、本ガイドラインを急きょ変更する場合があることを利用者に周知する。

令和2年6月15日版

令和2年7月15日版

使用時間の変更

令和4年6月1日版

使用時間の緩和

県外者受け入れ

※本ガイドライン内容は、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、国・県の対応状況によって、改めて貸出中止や、追加的な利用制限をお願いする場合があります。